

# 少年法・刑事法（少年年齢・犯罪者処遇関係）部会における

## 期日外視察の概要

（川越少年刑務所，多摩少年院，八王子少年鑑別所及び更生保護施設紫翠苑）

### 第1 視察日程

平成29年7月31日 午前9時30分から午後6時25分まで

### 第2 視察先

- 1 川越少年刑務所
  - 施設内視察
  - 業務概況の説明
- 2 多摩少年院
  - 施設内視察
  - 業務概況の説明
- 3 八王子少年鑑別所
  - 施設内視察
  - 業務概況の説明
- 4 更生保護施設紫翠苑
  - 施設内視察
  - 業務概況の説明

### 第3 視察結果

別紙1記載のとおり。

※ 視察結果は，事務局において概要として取りまとめたものであり，視察内容や視察時の説明・質疑応答内容の全てを記載したものではない。

### 第4 視察時配布資料

- 1 川越少年刑務所
  - 「川越少年刑務所概況」
  - 「社会復帰する日まで」
- 2 多摩少年院
  - 「多摩少年院の概要」
  - 「多摩少年院」
- 3 八王子少年鑑別所
  - 「八王子少年鑑別所の概要」
  - 「八王子少年鑑別所 八王子法務少年支援センター（くわのみ心理相談室）」
- 4 更生保護施設紫翠苑
  - 「更生保護法人紫翠苑について」
  - 概況説明資料

### 第5 参加委員等

別紙2記載のとおり。

※ 視察日程の全部又は一部に参加した委員等を記載した。

## 視察結果（概要）

### 第1 川越少年刑務所における視察結果

#### 1 視察の状況

川越少年刑務所の施設（居室，工場，教室，園芸実習場，事務室等）を視察するとともに，同少年刑務所の所長等から，同少年刑務所の業務概況について説明を受け，質疑応答を行った。

#### 2 説明要旨

- 川越少年刑務所は，J A（犯罪傾向が進んでいない少年受刑者），Y A（犯罪傾向が進んでいない26歳未満の成年受刑者）等の指標の者を収容する施設である。また，全国の刑事施設から受刑者を受け入れて総合職業訓練を行う施設，若年受刑者等について精密な処遇調査を行う調査センター及び性犯罪再犯防止指導の推進基幹施設に指定されている。
- 川越少年刑務所には，総務部，処遇部，教育部，医務部及び分類審議室の5つの部・室が置かれ，熊谷拘置支所及びさいたま拘置支所の2つの支所を有している。職員数は，支所を含めた全体で382名である。
- 収容定員は1,511名（既決1,306名，未決205名）である。収容対象は，主として少年受刑者及び26歳未満の成人受刑者であり，必要に応じてこれらの者が36歳未満になるまで収容している。また，年齢にかかわらず，職業訓練受講対象者，性犯罪再犯防止指導受講対象者等も収容している。
- 受刑者の平均年齢は26.2歳，最多年齢は24歳（18.0%）であり，20歳未満は10名（1.4%）である。執行すべき刑期の平均は4年，執行すべき刑期の最多は2年以上3年未満（36.4%）であり，執行すべき刑期が10年以上の者は0.8%である。主罪名は，強姦・強制わいせつ23%，詐欺21.1%，窃盗15.8%，強盗9.9%，覚せい剤5.4%である。
- 調査センターでは，16歳未満の者（執行すべき刑期3月以上），20歳未満の初犯の成人男子（同刑期1年以上），26歳未満の初犯の成人男子（同刑期1年6月以上），特別改善指導の実施上特に調査を必要とする者等に対し，精密な処遇調査（刑執行開始時調査）を行っている。具体的には，入所時面接，行動観察，面接調査，心理検査，健康診断，

調査センターの工場での集団行動観察，集団行動訓練，職業適性検査，今後の受刑生活に関するオリエンテーション等を行っている。平成28年に調査センターに入所した者は742名，月平均61.8名である。

- 少年受刑者については，調査センターにおいて処遇調査を実施し，処遇要領を策定する。処遇要領を策定してから3年間は，少年受刑者処遇を実施する。具体的には，個別担任制による日記指導や個別の面接指導を行う。個別担任は，教育専門官又は調査専門官である。

少年のうち少年工場で就業し，少年工場では，午前中は一般改善指導としてのホームルーム，学習支援，生活指導，情操教育，教養講座，教科指導等を行い，午後は園芸作業等を行っている。園芸，小型建設機械，フォークリフト等の職業訓練も受講できる。少年工場にいるうちに成人になると，少年工場から一般工場に移り，成人受刑者と一緒に就業するが，個別担任制による日記指導，面接指導などは，処遇要領の策定から3年間継続する。

少年受刑者の保護者に対しては，保護者会を行っている。

少年工場である2か所の工場には，それぞれ11名，3名を収容しており，一般工場にいる少年受刑者処遇の対象者20名と合わせると，全体としては34名が少年受刑者処遇の対象者である（平成29年7月31日現在）。

平成28年に出所した少年受刑者の刑の執行率は，不定期刑の長期を基準として，70～79%の者が6名，80～89%の者が5名，90%以上の者が4名，満期釈放の者が1名である。

- 受刑者の一日の生活は，午前6時40分に起床し，7時50分から16時30分まで矯正処遇である作業，改善指導，教科指導などを行い，夕食後からは余暇時間となる。余暇時間は，手紙を書いたり，読書，勉強，テレビ視聴，日記の記入などをし，21時に就寝する。高等学校卒業程度認定試験受験のため，就寝時間等を変更することもある。
- 受刑者処遇の流れは，まず，入所時に，刑執行開始時の調査及び指導を行い，処遇要領を策定する。処遇要領は，受刑中の矯正処遇の目標や内容等を設定するものである。中間期では，矯正処遇である作業，改善指導及び教科指導を行い，釈放の2週間前に釈放前指導を行って出所させる。社会復帰に向けて，保護観察所，ハローワーク，協力雇用主，更生保護施設等と連携しており，個別の必要性に応じて，就労支援や福祉

的支援を行っている。

- 矯正処遇には、作業と各種指導がある。作業には、生産作業、社会貢献作業、自営作業及び職業訓練があり、各種指導には、改善指導として一般改善指導及び特別改善指導があり、教科指導として補習教科指導及び特別教科指導がある。
- 川越少年刑務所は、全国から対象者を募集する総合訓練として10種目、所内だけで対象者を募集する自庁訓練として5種目の職業訓練を実施している。取得できる資格等は、理容師免許、第二種電気工事士、三級自動車ガソリン・エンジン整備士等、計37種目である。
- 各種指導のうち、薬物依存など特定の事情を有する受刑者に対して行う特別改善指導としては、薬物依存離脱指導、性犯罪再犯防止指導、被害者の視点を取り入れた教育、交通安全指導及び就労支援指導を実施している。

薬物依存離脱指導は、講義、DVD視聴、グループワーク、自助グループミーティング、面接指導等により指導を行っており、現在34名が対象となっている。

被害者の視点を取り入れた教育は、生命犯5名のグループと交通事犯者3名のグループに分け、グループワークをそれぞれ12回、個別に指導が必要な者5名に面接指導をそれぞれ6回行っている。また、被害者支援団体等のゲストスピーカーによる講話を行うこともある。

交通安全指導は、講義とグループワークによる指導を9回行うものであり、25名を3クールに分けて実施している。

就労支援指導は、講義とSSTによる指導を10回行うものであり、76名を2クールに分けて実施している。

- 広く受刑者一般を対象とする一般改善指導としては、被害者について考える会、対人トレーニング、窃盗防止指導、生活記録・日誌、チャレンジミーティング（受刑生活への動機付けを目的とした集会）、各種教育行事等を行っており、本年から本格的にアルコール依存回復プログラムを始めている。
- 教科指導は、補習教科指導として、小学校・中学校の教科に準ずる内容の国語と算数の指導を行っており、平成28年は、算数の指導を6名に対し27回実施した。特別教科指導として、高等学校卒業認定試験のための受験指導を行っており、平成28年は、28名に対し25回実施

した。

- 余暇活動としてクラブ活動を実施しており、簿記、珠算、英会話、漢字検定、書道、絵画、ブラスバンド、コーラス、サッカー、卓球等を実施している。
- 就労支援については、入所時の処遇調査を実施する際、就労支援に必要な事項を調査し、刑執行開始時の指導におけるオリエンテーションの際に動機付けを行い、処遇要領の策定の際に就労支援メニューを盛り込む。就労につながる処遇として、就労能力の向上のための職業訓練や教科指導、ビジネスマナー指導、外部専門家によるSST等の指導を行っている。また、キャリア・カウンセリング、職業講話、職業紹介、協力雇用主等によるセミナー・説明会等を実施している。

就労支援の取組に欠かせないのは、矯正施設、保護観察所及びハローワークの連携であり、また、矯正就労支援情報センター（コレワーク）により矯正施設に寄せられた求人情報を有効に活用することなどによって、就労に結びつく支援を行う必要がある。

平成28年度の採用面接実施件数は15件、平成29年度は7月20日現在で8件となっており、いずれも採用内定を得ている。川越少年刑務所は、収容対象者が若いことも踏まえ、就労支援に力を注ぎ、採用内定数を増やしていきたいと考えている。

- 福祉的支援である特別調整は、おおむね65歳以上であること又は身体・知的・精神の障害を有していること、住居がないこと、希望していることなどの条件を満たす者を対象として、保護観察所や地域生活定着支援センターと連携し、出所後、福祉施設、更生保護施設、自立準備ホームなどに入所できるようにするための調整や、障害者手帳の発行に向けた地方公共団体との連絡・調整を行うものである。川越少年刑務所は、収容対象者が若く、福祉的支援を必要とする者は少ないが、障害を有する受刑者等に対し、特別調整を行っている。さらに、特別調整の対象とならない受刑者についても、更生緊急保護の活用や生活保護の受給に向けた支援を行っている。

## 第2 多摩少年院における視察結果

### 1 視察の状況

多摩少年院の施設（集団寮、教室、視聴覚教室、情報処理教室、小型建

設機械実習場、事務室等)を視察するとともに、同少年院の院長、次長等から、同少年院の業務概況について説明を受け、質疑応答を行った。

## 2 説明要旨

- 多摩少年院の収容対象者は、家庭裁判所において第1種少年院送致の決定を受けた者のうち、社会適応課程I(医療措置や特別な教育・支援を必要としない者を対象に社会適応を円滑に進めるための各種の指導を行う。)の指定を受けたものである。

多摩少年院は、東京矯正管区の基準により、年齢がおおむね17歳6月以上の男子少年を収容している。平成28年の新収容者(以下「新収容者」という。)139人中、119人(85.6%)が18歳以上である。平成28年の出院者(以下「出院者」という。)143人中、77人(53.8%)が家庭裁判所による収容継続となっている。

- 標準教育期間は11か月とされており、出院者の在院期間は平均1年程度である。
- 入院前に保護処分歴のある者は、新収容者139人中、90人(64.7%)であり、少年院送致歴のある者は15人(10.8%)である。
- 新収容者のうち、発達障害等の診断(疑いを含む。)を受けている者が24人いる。多摩少年院では、非常勤精神科医による診察を行うとともに、必要に応じて関東医療少年院の常勤児童精神科医による診察を行っている。また、少年鑑別所の心理技官による処遇鑑別を行う場合や、少年鑑別所に一時的に収容してより精密な収容処遇鑑別を行う場合もある。
- 帰住先については、出院者の78.3%が保護者の下へ帰住しており、次いで雇主の下への住込み就労が多い。
- 出院時における就労決定者は4割弱となっているが、この背景には、事情により採用面接を出院後に受ける者が相当数いることや、在院の事実を明らかにした上で行う就労支援を望まない者がいることなどがある。これらの者に対しても在院中に就労に向けた調整や支援を行っており、出院後早期に就労に移行している。なお、高校に復学した者は10人、大学に進学した者は2人である。
- 少年院の日課は、①食事、就寝その他の起居動作をすべき時間帯、②矯正教育の時間帯及び③余暇に充てられるべき時間帯の3つに分けられる。矯正教育の時間帯以外においても、必要に応じて個別面接等の矯正

教育が行われている。

- 矯正教育としては、生活指導、職業指導、教科指導、体育指導及び特別活動指導がある。

生活指導では、善良な社会の一員として自立した生活を営むための基礎となる知識や生活態度を習得させるための指導を行う。生活指導は、日課に占める時間数が最も多く、矯正教育の中核をなすものであり、様々な内容及び方法がある。虐待等の家庭環境を抱える者もあり、「育て直し」といわれる基礎的な生活指導の部分が特に重要である。基礎となる生活指導が確実に行われ、職員との信頼関係が構築されることで、各種プログラムが有効に働く。

職業指導では、職業人としての基礎的マナーを習得させる指導や、各種資格取得講座等の職業生活に必要な知識及び技術を身に付けさせる指導を行う。

教科指導では、基礎学力の向上のための補習教育や、高等学校教育の内容を履修させる指導を行う。

体育指導では、筋力トレーニングや有酸素運動等の基礎体力トレーニングを実施するほか、サッカー大会、バレーボール大会、水泳訓練など様々な体育行事を寮別対抗の競技形式で行っている。

特別活動指導では、自主性・自律性・責任感を身に付けさせる指導や、興味・関心を広げさせる指導を行っている。

特別活動指導としての役割活動では、集団寮に在籍する全ての在院者が役割を持って、その責任を自覚しつつ、他の在院者と協力・協調して、集団生活を行うように取り組んでいる。週末には「役割集会」を行い、寮内での生活を改善するための話合いや、寮内の目標を設定するための話合いなどを在院者同士が行う。処遇の最高段階にある1級生が生活する出院準備寮では、在院者同士でより良い寮の在り方について話合いを行い、寮内のルールを自らで作りに上げる等の自治的な寮運営を行っている。

集団寮で生活する中で、他の在院者の言動に触れ、自身の課題に気付く、学ぶという体験をすることが重要であり、集団の相互作用を活用することは、少年院における処遇の特徴である。

- 集団寮（5か寮）には、それぞれ8人の寮担任が配置されており、各寮担任が業務を分担して指導に当たっている。

また、在院者1名に対し、1名の寮担任が個別担任となり、面接指導等を重ねながら、その特性や心情を把握した上で、個人別矯正教育計画の実施や成績評価案の作成などを行っている。個別担任は、個々の在院者に最も深く関わることになる。

- 在院者のうち、保護者への帰住ができないなど、帰住先の確保に困難を抱えるものが1割を超えており、更生保護施設・自立準備ホーム、住込み就労などの帰住調整を入院後早期から計画的に行って円滑な社会復帰に努めている。
- 就労支援については、ハローワーク、矯正就労支援情報センター（コレワーク）、各都道府県就労支援事業者機構、職親プロジェクト、協力雇用主等と連携して、在院中に就職内定させ、あるいは出院後速やかに就職できるように支援を行っている。出院後の仕事のイメージを持つために、出院前の職場見学や雇用主との面談等も積極的に行っている。
- 修学支援については、高等学校・専門学校等への復学・進学、大学への進学を希望する者を対象として実施している。在院中に受験に向けた準備を整え、また、院外での受験も行っている。高等学校卒業程度認定試験の受験指導にも力を入れており、指導科目や内容の充実を図るとともに、就労を予定している在院者に対しても働き掛けを行うなどして、受験希望者の掘り起こしを図っている。
- 保護者には、入院後速やかに少年院における生活や教育・支援の内容等に関する説明を盛り込んだ「保護者ハンドブック」を交付した上で、処遇の段階ごとに保護者会を開催して、各段階に応じた説明や働き掛けを行っている。

毎月行う成績評価の結果は、在院者に告知し、指導を行うだけでなく、保護者に対しても通知し、生活の状況が理解されるようにしている。特に、処遇の段階が向上した際には、保護者が面会のため来院した機会等を捉え、面談により丁寧な説明を行っている。

通常的面会とは別に、家族関係を調整するための必要等に応じ、2～4時間の面会を行わせるとともに、終了後に在院者、保護者、担任教官の三者で出院後の生活などについて話し合い、社会復帰後の家族の在り方を見つめる場を作っている。また、在院中に生まれた子どもを交えた面会を行い、父親としての自覚を高める取組も行っている。

運動会、成人式、意見発表会など、節目となる大きな行事には、保護



者の参加を求め、在院者の成長や変化を確認してもらうとともに、親子の関係を調整する場として、行事での体験を踏まえて話し合いを行うなどしている。

- 外部からの協力者として、篤志面接委員，教誨師，更生保護女性会のほかに，多くの民間協力者や団体からの支援を受けて，個別面接，クラブ活動，誕生会，講話，各種イベント等を行っている。
- 出院者やその保護者等から，交友関係，進路選択等について相談を求められた場合には応じている。平成28年度は105件の相談があり，増加傾向にある。保護観察所からの求めにより，更生保護施設にいる出院者を個別担任等が訪ね，助言や激励を行うケースもある。

### 第3 八王子少年鑑別所における視察結果

#### 1 視察の状況

八王子少年鑑別所の施設（居室，面接室，レクリエーション室，事務室等）を視察するとともに，同少年鑑別所の所長等から，同少年鑑別所の業務概況について説明を受け，質疑応答を行った。

#### 2 説明要旨

- 八王子少年鑑別所の収容定員は80人，居室数は合計45室，職員定員は33人である。
- 平成28年に入所した少年の入所事由は，観護措置が最も多く（77％），退所事由は，少年院送致（31％），保護観察（27％）の順である。入所時年齢は，13歳以下から19歳以上と幅広く，19歳以上が28％，18歳が21％，17歳が22％，16歳が13％などとなっている。非行名は，財産犯，粗暴犯，薬物犯，性犯，交通犯，ぐ犯と様々であるが，窃盗と暴行・傷害が並んで多く，詐欺がそれに次いでいる。知能指数（IQ）は，最も多いのは90台であり，80台がそれに次ぎ，60から120以上まで非常に幅が広い。また，8％の少年に，知的障害，広汎性発達障害等の精神障害が見られる。
- 年齢，非行名，精神状況等において多様な入所少年に対し，鑑別及び観護処遇を行っている。鑑別は，多角的・組織的・科学的な方法で，的確に内面を理解し，客観的に特徴を分析して，非行の要因と立ち直りへの指針を示すものである。観護処遇は，個別のかつきめ細やかに，少年の情操の保護に配慮し，特性に応じた働き掛けを行って，心情の安定と

健全な育成に努めるものである。

- 鑑別の方法としては、4つの方法がある。1つ目は面接であり、少年と向き合い、その心を丁寧に聴く。2つ目は心理検査であり、これは、資質上の特徴・問題を把握する上で有効なツールである。3つ目は行動観察であり、日常生活場面のほか、課題を設定した意図的場面の様子を綿密に観ていく。4つ目は医師による診察である。面接、心理検査、行動観察及び診察の4つの方法を主として用い、多角的に情報を収集する。
- 鑑別の観点は2点あり、1点目は「再非行の可能性等」の検討である。重点的に処遇すべき対象者かどうか、優先的に処遇の目標とすべき内容は何かということを検討する。その際、法務省式ケースアセスメントツールを活用しており、これにより、再非行の可能性等を定量的に把握することができる。鑑別の観点の2点目は、「処遇の適合性」の把握・検討である。収容機能を十分に活用し、少年一人一人について、どのような働き掛けにどう反応し、変化したのかを丁寧に継続して観察することで、個々に応じた有効な働き掛け、すなわち処遇を検討することができる。
- 鑑別は、多角的な情報を統合・分析するものであり、この分析は、面接や心理検査を担当する心理技官、行動観察や働き掛けと変化を把握する法務教官、医師といった多職種職員が、その専門性を駆使し、協力して行っている。その分析に基づき、会議において処遇に係る判定を決定しており、鑑別は組織的な一連の流れで行われているといえる。
- 入所少年に対する観護処遇の重要な点は2点あり、まず、少年の心情の安定を図り、審判の準備を援助することである。そのために、明るく静かな生活環境を整え、規則正しい生活を送らせ、それによって、今まで乱れた生活を送っていた少年は、生活のリズムや健康を取り戻し、心情も安定していく。2点目は、健全育成のための支援である。少年鑑別所は教育施設ではないが、思春期の少年を一定期間収容することから、彼らの健全な成長を促すための活動にも力を入れており、八王子少年鑑別所においても、少年の自主性を尊重しつつ、様々な活動を準備し、実施している。
- 観護処遇を通じて、多くの少年に変化が見られる。少年の中には、困難や生き辛さを抱え、それに向き合う力が身に付いておらず、辛い現実から逃げるように、あるいは不快感を発散させるように、非行を繰り返

している者もいる。彼らが、明るく静かな環境の中で、面接や課題を通じて振り返りの機会を得、不安や悩みに適切な助言を与えてくれる大人に見守られることによって、このままでいいのか、どうすればいいのかと自問できるようになる。少年鑑別所の「場の力」は、環境、処遇内容、職員の専門性といった、ハード面、ソフト面の両面から作り上げられていると考えている。

- 少年鑑別所の重要な業務の一つとして地域援助があり、八王子少年鑑別所も、八王子法務少年支援センター「くわのみ心理相談室」の名称で地域援助業務を行っている。個人への援助内容としては、子供の非行問題に悩む保護者へのカウンセリング、学校等からの紹介による児童に対する発達検査の実施と保護者へのフィードバックなどがある。関係機関への援助は、検察庁への協力、更生保護施設に対する助言・支援、研修・講演への対応等があり、多岐にわたる。地域援助の実施件数は増加しており、少年鑑別所の専門性に対する地域社会の期待を実感している。

#### 第4 更生保護施設紫翠苑における視察結果

##### 1 視察の状況

更生保護施設紫翠苑（居室、面接室、食堂及び職員宿直室等）を視察するとともに、紫翠苑の施設長から、紫翠苑の業務概況について説明を受け、質疑応答を行った。

##### 2 説明要旨

- 紫翠苑では女性のみを受け入れており、時期によって異なるもののおおむね5割程度が未成年である。矯正施設収容中の「生活環境の調整」で受入れの可否を決めているが、定員の関係等から断ることもある。保護観察又は更生緊急保護の期間内で入所するが、紫翠苑入所後はハローワークと連携の上、退所までの間にほぼ全員が就労して貯蓄し、多くは6月未満でアパート等に自立退所している。
- 少年院仮退院者の処遇における更生保護施設の役割は、自己分析力や将来展望を見据える能力の習得、更生意欲の確立、家族関係の見直し、社会的スキルの向上等といった少年院での矯正教育の成果を維持発展させ、定着させることにある。
- 少年院等では限られた空間の中で規則遵守が強く求められ、教官等の指示を受けて行動する場面が多いが、社会内処遇の場である紫翠苑では、

指示待ちの姿勢ではなく、自ら主体的に判断する能力や自らをコントロールする能力を育めるよう処遇している。具体的には入所者同士で作業の分担を決めさせたり、自律的に行動させることにより、集団生活における他者への配慮の必要性を気付かせるとともに、施設職員が指導を行う糸口を見出すこととしている。

- 紫翠苑では、毎月の評価でポイントを加点減点したり、在所期間、就労状況等を考慮して生活ランクを昇級させる方法で自律する力を身に付けさせている。また、就労や人間関係で希望どおりにならない場合があることを理解させ、現実に見合った将来設計をする力や、壁にぶつかったときなどに適切な相談先に相談する知識、能力及び行動力を身に付けさせている。
- 更生保護施設は一時的な生活の場所であり、住所の設定、就職活動、就労、炊事、金銭管理、規則正しい生活、近所付き合い、ゴミ出し等を社会生活の訓練と考えているほか、交友関係、被害弁償、借金返済等の過去の清算・整理等も支援している。
- 更生保護施設退所後も関わり続けて支援することが、更生を期す上で重要な要素であると考えており、紫翠苑では、職員が退所した人からの相談を受けることや、退所者同士で悩みを相談し合う等の交流の機会を提供する「退苑者の集い」を実施している。また、退所の際に「1か月後の私へ」という題で自分宛てに手紙を書かせて職員が預かり、1月後に本人に郵送することで退所時の決意を持続させるようにしている。
- 地域の理解が重要であり、紫翠苑の大広間やグラウンドを地域の方に利用いただいたり、紫翠苑でのバーベキュー会に地域の方々にも参加いただいているほか、紫翠苑からも地域の行事等に参加しており、地域との交流を深めている。

## 参加委員等

### 1 委員

井上部会長，青木委員，太田委員，川出委員，佐伯委員，酒巻委員，廣瀬委員，村田委員，山崎委員

### 2 幹事

池田幹事，今福幹事，大橋幹事，加藤幹事，小玉幹事，小西幹事，澤村幹事，田野尻幹事，橋爪幹事，羽柴幹事，福島幹事，山下（幸）幹事，吉田幹事

### 3 関係官

畝本関係官，富山関係官